

【 申 込 方 法 】

※ 融資のあっせんを希望される方は、申込用紙に所要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、市役所産業部産業課まで提出してください。

※ 申込用紙は次のところにあります。

市役所4階産業部産業課、加西商工会議所、各取扱金融機関

※ 申込受付は年間を通じて常時取扱いをします。

ただし、目標額に達し次第締切ります。

【 申 込 書 類 】

申 込 人	
(1) 融資斡旋申込書	1 部
(2) 事業資金借入申込書	2 部
(3) 信用保証委託申込書	1 部
(4) 印 鑑 証 明 書	1 部
(5) 納税証明書(市税完納)	1 部
(6) 確定申告書控(最近2期分、但し必要に応じ3期分)	各1部
(7) 設備資金及び公害除去資金については、その見積書・加印	1 部
(8) 法人企業については、登記簿謄本	1 部
(9) 固定資産評価証明	1 部

連 帯 保 証 人	
(1) 印 鑑 証 明 書	1 部
(2) 納税証明書(市税完納)	1 部

【 問 い 合 わ せ 先 】

加西市役所産業部産業課

(加西市北条町横尾1000番地)

TEL 0790-42-8740 FAX 0790-43-1802

メール sangyo@city.kasai.lg.jp

令和6年度

ふるさと加西観光大使



加西市中小企業事業資金融資制度のご案内



加西市 産業部 産業課

融 資 制 度 一 覧 表

【 目 的 】

市内中小企業者が必要とする資金を円滑に供給し、中小企業の経営の安定と育成向上に資することを目的とします。

【融資対象】

市内に事業所を有し、同一事業を同一場所で引き続き1年以上経営する中小企業者（NPO法人含む）で、兵庫県信用保証協会の保証対象事業に該当される方。

【貸付制度】

資金用途	貸付限度額	融資期間	貸付利率	据置期間	連帯保証人	返済方法
運 転 資 金	1,000万円以内	500万円を超える場合 7年以内 500万円以下の場合 5年以内	年 1.1%	6ヶ月以内の据置期間 を置くことができる	保証人の要件は、 保証協会の定めるところによる	均等分割返済
設 備 資 金	1,500万円以内					
公害除去資金	500万円以内					

※ 一企業者への融資額は、2,000万円を最高限度とします。

【取扱金融機関】

※ この融資については、兵庫県信用保証協会の保証が必要です。
(保証協会の保証の対象外の業種の方は利用できません。)

※ 保証料は、市が50%を負担し、残余は借受人の負担となります。

※ 担保は原則として徴収しません。
ただし、兵庫県信用保証協会が必要と判定された場合は徴収することがあります。
(兵庫県信用保証協会 西脇支所 西脇市西脇885-27 TEL0795(22)6775)

※ 融資決定は金融機関において行います。

但 馬 銀 行	加西支店	北条町横尾321-4	TEL 42-1311
み な と 銀 行	加西支店	北条町横尾298-1	TEL 42-1272
姫 路 信 用 金 庫	加西支店	北条町古坂1丁目14	TEL 43-0306
播 州 信 用 金 庫	北条支店	北条町横尾1233	TEL 42-0006
但 陽 信 用 金 庫	加西支店	北条町横尾381-7	TEL 43-1231
兵 庫 県 信 用 組 合	加西支店	北条町横尾317-1	TEL 42-2856
日 新 信 用 金 庫	小野支店	小野市上本町237-2	TEL 0794-63-1135